【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月10日
【計算期間】	第27期（自 平成27年３月17日　至 平成27年９月15日）
【ファンド名】	インベスコ 日本株式グロース・ファンド （以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）
【発行者名】	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO　佐藤　秀樹
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー14階
【事務連絡者氏名】	森下　泰幸
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー14階
【電話番号】	（03）6447－3086
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】
①ファンドの目的

ファンドの目的	わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を実質的な主要投資対象※とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。 ※「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。

②信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引き受けを証する書面を委託会社に交付します。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

ａ．ファンドの商品分類

商品分類項目			商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信		一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信		
投資対象地域	**国内**		目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外		
	内外		
投資対象資産	**株式**	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信	その他資産	
	資産複合		

＊ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

b．ファンドの属性区分

属性区分項目			属性区分の定義
投資対象資産	株式		目論見書または信託約款において、その他資産（投資信託証券）を投資対象とする旨の記載があるもの ※ファンドが投資対象とする投資信託証券（親投資信託）は、株式（一般）を投資対象としており、ファンドの実質的な投資収益の源泉は株式（一般）です
	(一般)	(大型株)	
	(中小型株)		
	債券		
	(一般)	(公債)	
	(社債)	(その他債券)	
	(クレジット属性)		
	不動産投信		
	その他資産（投資信託証券）		
	資産複合		
	(資産配分固定型)	(資産配分変更型)	
決算頻度	年1回	**年2回**	目論見書または信託約款において、年２回決算する旨の記載があるもの
	年4回	年6回（隔月）	
	年12回（毎月）	日々	
	その他		
投資対象地域	グローバル	**日本**	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東（中東）	エマージング	
投資形態	**ファミリーファンド**		目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ		

＊ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

④ファンドの特色

1.	**主として、マザーファンド※1受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資を行います。** ※1 ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ ジャパン・グロース マザーファンド」です。
2.	**徹底したファンダメンタルズ分析に基づき、利益成長が日本経済全体の成長速度を上回ることが見込まれる銘柄に分散投資します。**
3.	**幅広い投資ユニバースの中から、グロース・スタイルの投資アプローチを用いてボトムアップで利益成長企業を選別し、ポートフォリオを構築します。**

4.

ファミリーファンド方式※2で運用を行います。

※2 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。
なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。

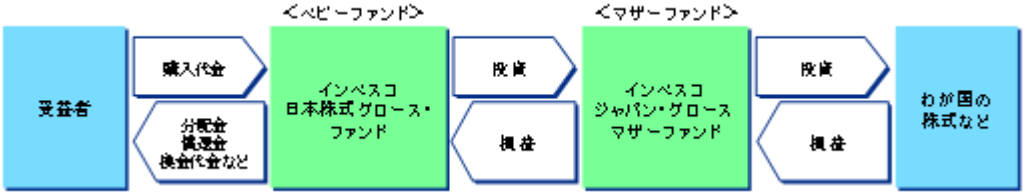

⑤ファンドの投資戦略

投資戦略

ファンドは、社会構造の変化と技術革新によりもたらされる新しいビジネスを展開し、需要を捉え、次代の日本をリードする「ニューグロース企業」に投資します。

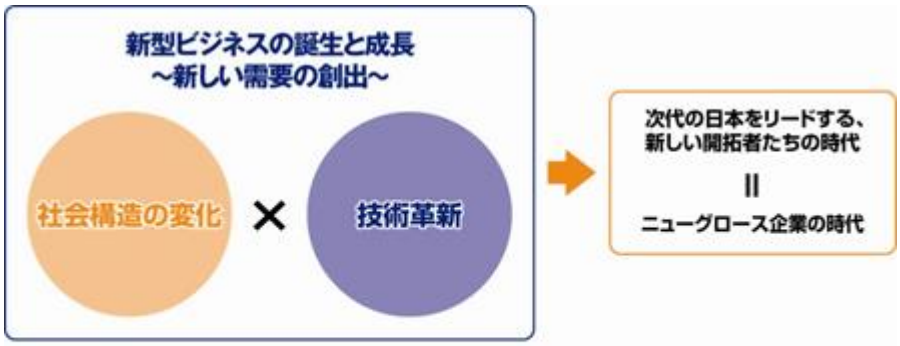

インベスコの投資スタイル

成長株投資	継続的に市場平均以上の利益成長を達成できると考えられる企業に投資します。
ボトムアップ型	個別訪問などによる調査を重視します。
中長期投資	将来にわたって活躍できると考えられる企業の株に中長期的に投資します。

⑥ファンドの運用プロセス

運用プロセス

■ボトムアップを中心とした成長株投資（継続的に市場平均以上の利益成長を達成できると考えられる企業に投資）を行います。

■ポートフォリオの構築にあたっては、割安度、成長銘柄の分析指標などを考慮して銘柄選択を行います。

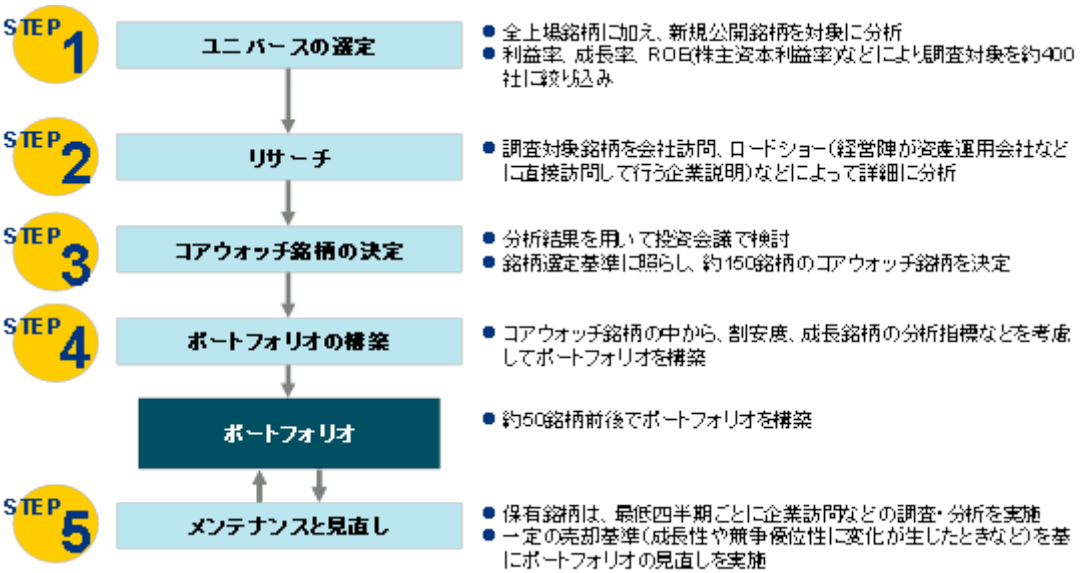

◆ファンドの運用プロセス等は、平成27年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
＊当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

(2)【ファンドの沿革】

平成14年６月24日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
平成19年１月４日	投資信託振替制度への移行
平成22年７月５日	委託会社をモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社からインベスコ投信投資顧問株式会社（現インベスコ・アセット・マネジメント株式会社）に変更 ファンドの名称を「モルガン・スタンレー　日本株式グロース・ファンド」から「インベスコ 日本株式グロース・ファンド」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの運営の仕組み

ａ．ファンドの関係法人の概要

b．委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 ＜再信託受託会社＞ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。

c．委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約：証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約：受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。

②委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 （金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第306号）
資本金	4,000百万円（平成27年10月30日現在）
沿革	昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 平成２(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 平成８(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併 平成26(2014)年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更
大株主の状況	（平成27年10月30日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
インベスコ・ファー・イースト・リミテッド	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	40,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針	この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	・投資信託財産の長期的な成長を目的に積極的な運用を行います。 ・主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じてわが国の株式に投資します。ただし、直接株式に投資する場合もあります。 ・株式への投資にあたっては、成長性、収益性等を勘案して選定した成長株を中心に投資を行い、積極的に値上がり益の獲得を目指します。 ・投資する株式の銘柄選択については、会社訪問をベースに徹底した企業のファンダメンタルズ分析により個別銘柄を選別する「ボトム・アップ・アプローチ」を基本とします。 ・フルインベストメントを基本とし、リスク軽減を図るため分散投資を行います。 ・非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるもの））	ａ．有価証券 ｂ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利 (ⅰ)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じです。）にかかる権利 (ⅱ)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じです。）にかかる権利 (ⅲ)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じです。）にかかる権利 (ⅳ)外国金融商品市場において行う取引であって、(ⅰ)から(ⅲ)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利 (ⅴ)有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第８項第４号イに掲げるものをいいます。）にかかる権利 (ⅵ)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利 (ⅶ)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利 (ⅷ)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利 (ⅸ)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号）第１条第４号の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第２条第１項に規定するものをいいます。）にかかる権利 (ⅹ)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第１条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第４条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）にかかる権利（(ⅰ)から(ⅷ)までに掲げるものに該当するものを除きます。） ｃ．約束手形 ｄ．金銭債権
投資対象とする資産の種類（特定資産以外の資産）	ａ．為替手形

投資対象とする有価証券	**委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか以下の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。** **ａ．株券または新株引受権証書** **ｂ．国債証券** **ｃ．地方債証券** **ｄ．特別の法律により法人の発行する債券** **ｅ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）** **ｆ．コマーシャル・ペーパー** **ｇ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記ａ．からｆ．までの証券または証書の性質を有するもの** **ｈ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じです。）** **ｉ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）** **ｊ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）** **ｋ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）** **ｌ．外国法人の発行する譲渡性預金証書** **ｍ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）** **ｎ．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）** **ｏ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの**
投資対象とする金融商品	**委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。** **ａ．預金** **ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）** **ｃ．コール・ローン** **ｄ．手形割引市場において売買される手形** **ｅ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの** **ｆ．外国の者に対する権利で前ｅ．の権利の性質を有するもの** **＊前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。**

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制の概要

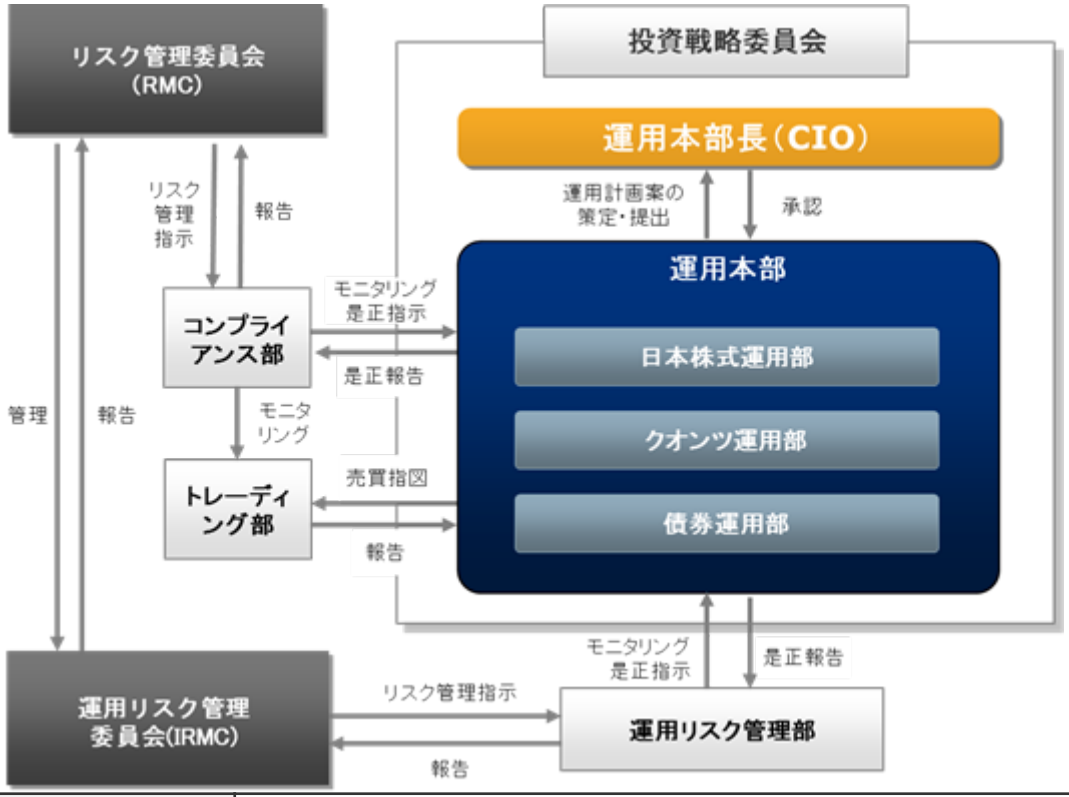

運用に関する組織	・ファンドおよびマザーファンドは、運用本部の日本株式運用部によって運用されます。当該運用部は、運用に関する調査・分析、投資判断などを行い、ポートフォリオを構築します。 ・トレーディング部は、運用本部から売買の指図を受け、発注を行います。
内部管理および意思決定を監督する組織	・コンプライアンス部（５名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じて運用本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・運用リスク管理部（３名程度）は、ファンドの運用リスク分析およびパフォーマンス分析を行い、その結果を運用本部にフィードバックするとともに、運用リスク管理委員会に報告します。 ・運用リスク管理委員会（５名程度）は、運用リスク管理部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 ＊「３　投資リスク　(2)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。
運用に関する社内規定	ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。
ファンドの関係法人に対する管理体制	受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

◆上記運用体制における組織名称等は、平成27年10月30日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドの決算日	年２回の３月15日および９月15日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	・分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）の全額とします。 ・分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。 ・収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
分配金の支払い	分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。 ＊分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。 ＊分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

①信託約款上の投資制限

株式への投資制限（運用の基本方針）	株式への実質投資割合※１には、制限を設けません。 ※１実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。
外貨建資産への投資制限（運用の基本方針）	外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。
新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針）	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の株式への投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。
同一銘柄の転換社債などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債※２への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ※２新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。以下同じです。

投資信託証券への投資制限（運用の基本方針）	投資信託証券※３への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。 ※３マザーファンド受益証券を除きます。
デリバティブ取引の利用（運用の基本方針）	デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
デリバティブ取引等にかかる投資制限（第21条第７項）	デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
信用リスク集中回避のための投資制限（第23条の２）	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該実質比率以内となるよう調整を行うものとします。
信用取引の指図（第25条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。 ・当該売り付けの決済は、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
先物取引等の運用指図（第26条）	・投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じです。）。 －わが国の金融商品取引所※４における有価証券先物取引 －わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 －わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 －外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 －金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。） ・投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う通貨にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。 ・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。 ※４金融商品取引所とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。

スワップ取引の運用指図（第27条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（第28条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。 ・金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
有価証券の貸し付けの指図（第30条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行います。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（第32条）	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
外国為替予約取引の指図（第33条）	投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
資金の借り入れ（第42条）	・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

◆上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

②法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

（参考）インベスコ ジャパン・グロース マザーファンドの投資方針

基本方針	この投資信託は、株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要な投資対象とします。
主な投資態度	・主としてわが国の株式に投資します。 ・株式への投資にあたっては、成長性、収益性等を勘案して選定した成長株を中心に投資を行い、積極的に値上がり益の獲得を目指します。 ・会社訪問をベースに徹底した企業のファンダメンタルズ分析により個別銘柄を選別する「ボトム・アップ・アプローチ」を基本とします。 ・フルインベストメントを基本とし、リスク軽減を図るため分散投資を行います。 ・非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資割合には制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。 ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは、国内の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因等

①基準価額の主な変動要因

株価の変動リスク（価格変動リスク・信用リスク）	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給などを反映して変動し、下落することがあります。また、発行企業が経営不安、倒産などに陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。
中小型株式への投資リスク	中小型株式は、大型株式と比較して、相対的に発行企業が小規模もしくは新興企業になります。また、一般的に業績変化率が高いことから、株価が大きく変動し、組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落することがあります。
流動性リスク	流動性や市場性が低い有価証券について、期待される価格や希望する数量で売却できないことにより、基準価額が下落することがあります。

②基準価額のその他の変動要因等

分配金に関する留意点	分配金の支払いは、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して行われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。また、分配金はファンドの純資産総額から支払われるため、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の個別元本によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
換金資金手当によるリスク	短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。
コール・ローン等の相手先に関する信用リスク	コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。

ファミリーファンド方式にかかるリスク	**マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。**

(2)投資リスクに対する管理体制

①リスク管理体制の概要

リスク管理体制の概要

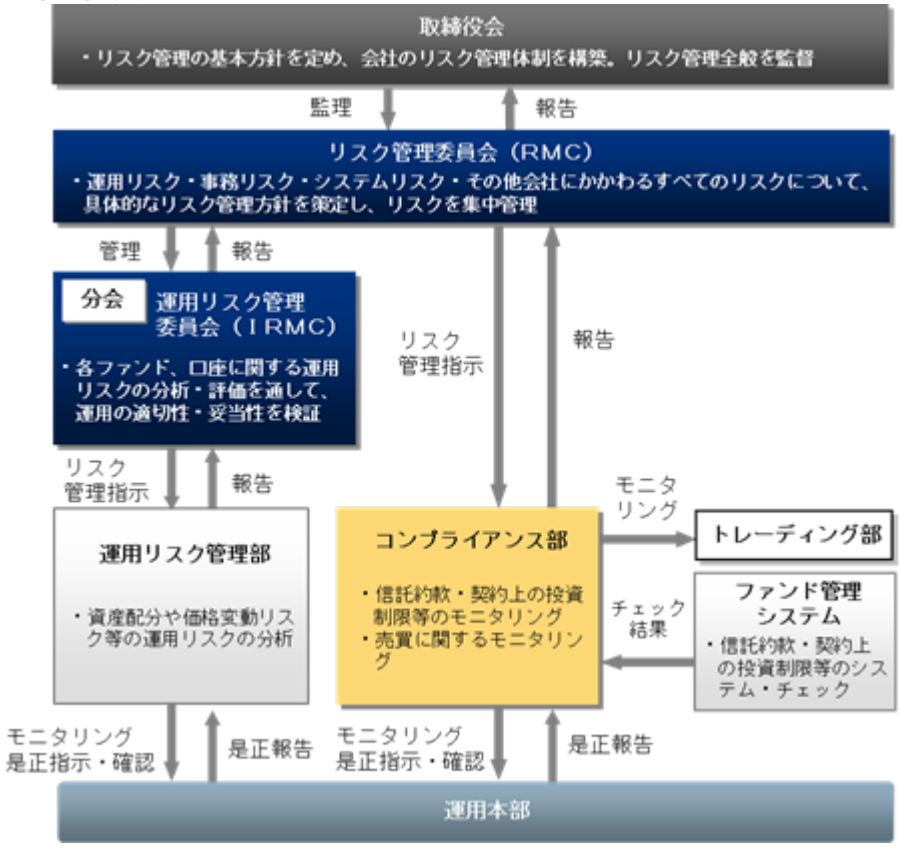

リスク管理委員会（RMC）	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、およびリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。 RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。
運用リスク管理委員会（IRMC）	RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。 IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

②関係部署の役割

運用リスク管理部	資産配分や価格変動リスクなどの運用リスク分析およびパフォーマンス分析を行い、その結果をIRMCに報告します。
コンプライアンス部	ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況、最良執行など売買取引をモニタリングし、その結果をRMCに報告します。 また、必要に応じて運用本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。

◆上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

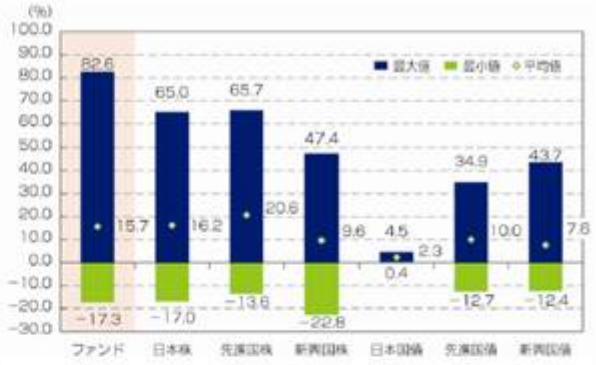

ファンド　　：2010 年 11 月～2015 年 10 月
代表的な資産クラス：2010 年 11 月～2015 年 10 月

＊上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

＊「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

＊代表的な資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数は以下の通りです。海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

日本株	TOPIX（東証株価指数）（配当込み） TOPIXは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出した指数です。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース） MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCI コクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべて MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース） MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべて MSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社が MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM／ロイター値）を乗じて算出しています。
日本国債	NOMURA-BPI 国債 NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース） シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、Citigroup Index LLC が開発した日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数で、著作権、商標権、知的財産権、その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース） JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社が JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM／ロイター値）を乗じて算出しています。 本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morgan はその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morgan からの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	・購入時手数料※1は、購入口数、購入金額※2または購入代金※3などに応じて、購入の申込受付日の基準価額に、販売会社が定める3.24%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 ・ただし、確定拠出年金制度を利用する場合の購入時手数料は、無手数料とします。 ・購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 ※2「購入金額」とは、「購入の申込受付日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 ※3「購入代金」とは、「購入金額＋購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。
分配金の再投資にかかる手数料	分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありませんが、信託財産留保額を控除いたします。
信託財産留保額	換金の申込受付日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。

＊「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託報酬の額	投資信託財産の純資産総額に年率1.6632%（税抜き1.54%）を乗じて得た額とします。
信託報酬の配分	信託報酬の配分は、以下の通り（税抜き）とします。

配分（年率）	委託会社	販売会社	受託会社	合計
	0.75%	0.70%	0.09%	1.54%

信託報酬の配分先および役務の内容は以下の通りです。

配分先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

支払方法	毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

①信託事務の諸費用

該当する費用	・組入有価証券売買時の売買委託手数料 ・先物取引やオプション取引等に要する費用 ・借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・受託会社の立て替えた立替金の利息 ・投資信託財産に関する租税 ・信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

②その他信託事務の諸費用

該当する費用	・監査費用（ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用） ・法律顧問への報酬 ・受益権の管理事務等に関連する費用 ・有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用 ・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用 ・運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
計算方法等	その他信託事務の諸費用　上限固定率 純資産総額に対して年率0.108%（税抜き0.10%） ・委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.108%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。

◆上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取り扱いは、以下のとおりです。

①個人の受益者に対する課税の取り扱い

<table>
<tr><td>分配金に対する課税</td><td>・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。<table><tr><td>平成49年12月31日まで</td><td>20.315%
（所得税15.315%および地方税５%）</td></tr><tr><td>平成50年１月１日以降</td><td>20%
（所得税15%および地方税５%）</td></tr></table>・原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税を選択することも可能です。</td></tr>
<tr><td>解約金および償還金に対する課税</td><td>・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。<table><tr><td>平成49年12月31日まで</td><td>20.315%
（所得税15.315%および地方税５%）</td></tr><tr><td>平成50年１月１日以降</td><td>20%
（所得税15%および地方税５%）</td></tr></table>・原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。</td></tr>
<tr><td>損益通算について</td><td>・解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算することができます。
・解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。
＜平成28年１月１日以降＞
・解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算することができます。
・解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。

＊特定口座にかかる課税上の取り扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。</td></tr>
</table>

◇少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税の取り扱い

<table>
<tr><td>分配金、解約金および償還金に対する課税</td><td>・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。<table><tr><td>平成49年12月31日まで</td><td>15.315%</td></tr><tr><td>平成50年１月１日以降</td><td>15%</td></tr></table>・源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。</td></tr>
</table>

益金不算入制度の適用	益金不算入制度は、適用されます。 ＊平成27年４月１日以後に開始する法人の事業年度から、法人が受け取る収益分配金は、益金不算入制度の適用外となります。

③確定拠出年金制度を利用した受益者に対する課税の取り扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	・確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。 ・確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

◇個別元本について

・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。

・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が元本払戻金(特別分配金)※を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

◇分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

普通分配金

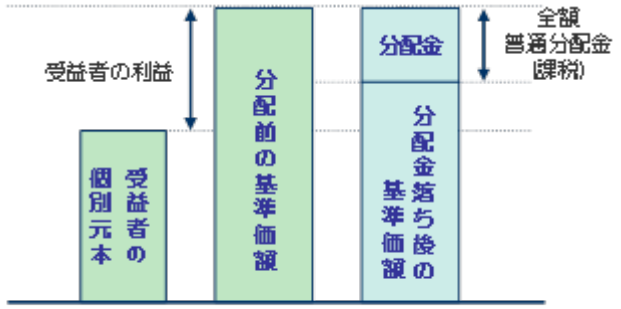

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金(特別分配金)

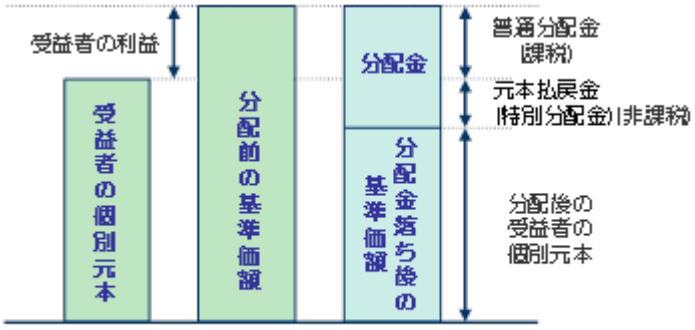

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

◆上記は、平成27年10月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

◆税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(平成27年10月30日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	119,338,822	100.20
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		△249,346	△0.20
合　計(純資産総額)		119,089,476	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(参考)インベスコ ジャパン・グロース マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株　式	日本	1,300,361,800	97.61
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		31,748,920	2.38
合　計(純資産総額)		1,332,110,720	100.00

(2)【投資資産】(平成27年10月30日現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量(口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額(円)	評価額単価 評価額金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	インベスコ ジャパン・グロース マザーファンド	57,855,637	1.9461 112,595,703	2.0627 119,338,822	100.20

種類別投資比率

種　類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.20
合　計	100.20

(参考)インベスコ ジャパン・グロース マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量(株式数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	ツクイ	サービス業	37,000	1,091.85	40,398,633	1,302.00	48,174,000	3.61
2	日本	株式	アイフル	その他金融業	97,100	405.98	39,420,658	483.00	46,899,300	3.52
3	日本	株式	ディスコ	機械	4,100	9,533.80	39,088,592	11,110.00	45,551,000	3.41
4	日本	株式	デジタルガレージ	情報・通信業	23,900	1,936.94	46,293,094	1,898.00	45,362,200	3.40
5	日本	株式	光通信	情報・通信業	4,800	8,716.48	41,839,123	9,250.00	44,400,000	3.33
6	日本	株式	東邦チタニウム	非鉄金属	27,900	1,489.75	41,564,264	1,591.00	44,388,900	3.33
7	日本	株式	コナミホールディングス	情報・通信業	16,000	2,536.92	40,590,774	2,758.00	44,128,000	3.31
8	日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	14,600	2,640.47	38,550,862	2,985.00	43,581,000	3.27
9	日本	株式	村田製作所	電気機器	2,500	16,260.61	40,651,528	17,355.00	43,387,500	3.25
10	日本	株式	トクヤマ	化学	177,000	227.49	40,266,959	245.00	43,365,000	3.25
11	日本	株式	日本ユニシス	情報・通信業	31,500	1,309.69	41,255,441	1,336.00	42,084,000	3.15
12	日本	株式	宇部興産	化学	165,000	245.72	40,545,293	255.00	42,075,000	3.15
13	日本	株式	アルバック	電気機器	19,400	2,082.15	40,393,721	2,166.00	42,020,400	3.15
14	日本	株式	古河機械金属	非鉄金属	146,000	237.70	34,704,200	287.00	41,902,000	3.14
15	日本	株式	飯田グループホールディングス	不動産業	18,000	1,923.27	34,618,860	2,282.00	41,076,000	3.08
16	日本	株式	神戸製鋼所	鉄鋼	266,000	154.08	40,985,339	154.00	40,964,000	3.07
17	日本	株式	福島工業	機械	15,300	1,756.31	26,871,543	2,639.00	40,376,700	3.03
18	日本	株式	クラリオン	電気機器	97,000	386.68	37,508,590	416.00	40,352,000	3.02
19	日本	株式	リコー	電気機器	30,800	1,238.02	38,131,206	1,309.00	40,317,200	3.02
20	日本	株式	協和発酵キリン	医薬品	20,000	1,914.65	38,293,023	2,002.00	40,040,000	3.00
21	日本	株式	東芝テック	電気機器	91,000	450.39	40,986,267	440.00	40,040,000	3.00
22	日本	株式	ソニー	電気機器	11,500	3,416.31	39,287,592	3,480.00	40,020,000	3.00
23	日本	株式	楽天	サービス業	23,700	1,677.50	39,756,950	1,687.50	39,993,750	3.00
24	日本	株式	ユナイテッドアローズ	小売業	7,600	4,828.85	36,699,326	5,230.00	39,748,000	2.98
25	日本	株式	ＡＮＡホールディングス	空運業	107,000	400.06	42,806,432	362.30	38,766,100	2.91
26	日本	株式	ヤマダ電機	小売業	70,600	565.63	39,933,640	547.00	38,618,200	2.89
27	日本	株式	アコム	その他金融業	57,700	405.08	23,373,116	666.00	38,428,200	2.88
28	日本	株式	ファンコミュニケーションズ	サービス業	44,000	887.95	39,070,001	869.00	38,236,000	2.87
29	日本	株式	パイオニア	電気機器	116,500	334.12	38,925,157	327.00	38,095,500	2.85
30	日本	株式	清水建設	建設業	35,000	1,177.84	41,224,419	1,063.00	37,205,000	2.79

種類別および業種別投資比率

種　類	業　種	投資比率(%)
株式	電気機器	21.95
	情報・通信業	13.59
	サービス業	9.63
	化学	6.86
	非鉄金属	6.66
	機械	6.45
	その他金融業	6.40
	小売業	5.88
	不動産業	3.44
	医薬品	3.40
	その他製品	3.27
	鉄鋼	3.17
	建設業	2.97
	空運業	2.91
	陸運業	0.22
	金属製品	0.19
	輸送用機器	0.19
	銀行業	0.18
	証券、商品先物取引業	0.16
合　計		97.61

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)(分配落)	純資産総額(百万円)(分配付)	１口当たり純資産額(円)(分配落)	１口当たり純資産額(円)(分配付)
第８期計算期間(平成18年３月15日現在)	89	89	1.6655	1.6655
第９期計算期間(平成18年９月15日現在)	95	95	1.5000	1.5000
第10期計算期間(平成19年３月15日現在)	110	110	1.5287	1.5287
第11期計算期間(平成19年９月18日現在)	106	106	1.3374	1.3374
第12期計算期間(平成20年３月17日現在)	89	89	0.9944	0.9944
第13期計算期間(平成20年９月16日現在)	92	92	0.9160	0.9160
第14期計算期間(平成21年３月16日現在)	66	66	0.6319	0.6319
第15期計算期間(平成21年９月15日現在)	103	103	0.8938	0.8938
第16期計算期間(平成22年３月15日現在)	110	110	0.8944	0.8944
第17期計算期間(平成22年９月15日現在)	104	104	0.7879	0.7879
第18期計算期間(平成23年３月15日現在)	80	80	0.7001	0.7001
第19期計算期間(平成23年９月15日現在)	88	88	0.7667	0.7667
第20期計算期間(平成24年３月15日現在)	83	83	0.7817	0.7817
第21期計算期間(平成24年９月18日現在)	71	71	0.7103	0.7103
第22期計算期間(平成25年３月15日現在)	89	89	0.9951	0.9951
第23期計算期間(平成25年９月17日現在)	117	117	1.2824	1.2824
第24期計算期間(平成26年３月17日現在)	106	106	1.2712	1.2712
第25期計算期間(平成26年９月16日現在)	103	103	1.3381	1.3381
第26期計算期間(平成27年３月16日現在)	110	110	1.5199	1.5199
第27期計算期間(平成27年９月15日現在)	113	113	1.5561	1.5561
平成26年10月末日	104	－	1.2974	－
平成26年11月末日	106	－	1.3805	－
平成26年12月末日	106	－	1.3824	－
平成27年１月末日	100	－	1.4132	－
平成27年２月末日	106	－	1.4873	－
平成27年３月末日	109	－	1.5400	－
平成27年４月末日	112	－	1.5788	－
平成27年５月末日	119	－	1.6622	－
平成27年６月末日	117	－	1.6155	－
平成27年７月末日	125	－	1.6994	－
平成27年８月末日	118	－	1.6289	－
平成27年９月末日	111	－	1.5257	－
平成27年10月末日	119	－	1.6469	－

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金(円)
第８期計算期間	0.0000
第９期計算期間	0.0000
第10期計算期間	0.0000
第11期計算期間	0.0000
第12期計算期間	0.0000
第13期計算期間	0.0000
第14期計算期間	0.0000
第15期計算期間	0.0000
第16期計算期間	0.0000
第17期計算期間	0.0000
第18期計算期間	0.0000
第19期計算期間	0.0000
第20期計算期間	0.0000
第21期計算期間	0.0000
第22期計算期間	0.0000
第23期計算期間	0.0000
第24期計算期間	0.0000
第25期計算期間	0.0000
第26期計算期間	0.0000
第27期計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第８期計算期間	23.68
第９期計算期間	△9.94
第10期計算期間	1.91
第11期計算期間	△12.51
第12期計算期間	△25.65
第13期計算期間	△7.88
第14期計算期間	△31.02
第15期計算期間	41.45
第16期計算期間	0.07
第17期計算期間	△11.91
第18期計算期間	△11.14
第19期計算期間	9.51
第20期計算期間	1.96
第21期計算期間	△9.13
第22期計算期間	40.10
第23期計算期間	28.87
第24期計算期間	△0.87
第25期計算期間	5.26
第26期計算期間	13.59
第27期計算期間	2.38

(注)収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第８期計算期間	15,500,748	2,787,112
第９期計算期間	14,465,043	4,461,288
第10期計算期間	14,366,745	6,156,914
第11期計算期間	13,925,804	6,489,004
第12期計算期間	18,187,150	7,560,183
第13期計算期間	17,492,575	6,861,036
第14期計算期間	22,844,251	17,892,721
第15期計算期間	23,424,008	12,862,447
第16期計算期間	17,187,474	9,544,615
第17期計算期間	21,305,479	12,681,468
第18期計算期間	14,352,917	31,917,264
第19期計算期間	11,182,321	11,422,608
第20期計算期間	10,639,244	18,553,386
第21期計算期間	8,608,857	14,908,226
第22期計算期間	6,544,194	16,788,163
第23期計算期間	7,813,255	6,763,256
第24期計算期間	5,560,508	12,896,266
第25期計算期間	4,295,704	10,968,443
第26期計算期間	9,977,591	14,715,901
第27期計算期間	3,937,071	3,625,409

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考情報)交付目論見書に記載する運用実績

（2015 年 10 月 30 日現在）

基準価額・純資産の推移

■基準価額・純資産総額の推移（過去 10 年）

＊基準価額、分配金再投資基準価額は１万口当たり、信託報酬控除後のものです。
＊分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	16,469 円
純資産総額	119 百万円

■期間騰落率

期間	ファンド
１カ月	7.9%
３カ月	-3.1%
６カ月	4.3%
１年	26.9%
３年	126.2%
５年	118.0%
設定来	64.7%

＊期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

（課税前／１万口当たり）

決算期	2013 年９月	2014 年３月	2014 年９月	2015 年３月	2015 年９月	設定来累計
分配金	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

主要な資産の状況

【ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。】

■資産配分

	純資産比
株式	97.6%
キャッシュ等	2.4%

銘柄数	50

■組入上位５業種

	業種	純資産比
1	電気機器	22.0%
2	情報・通信業	13.6%
3	サービス業	9.6%
4	化学	6.9%
5	非鉄金属	6.7%

■組入上位 10 銘柄

	銘柄名	業種	純資産比
1	ツクイ	サービス業	3.6%
2	アイフル	その他金融業	3.5%
3	ディスコ	機械	3.4%
4	デジタルガレージ	情報・通信業	3.4%
5	光通信	情報・通信業	3.3%
6	東邦チタニウム	非鉄金属	3.3%
7	コナミホールディングス	情報・通信業	3.3%
8	バンダイナムコホールディングス	その他製品	3.3%
9	村田製作所	電気機器	3.3%
10	トクヤマ	化学	3.3%

＊業種は東証 33 分類に基づいています。

年間収益率の推移

＊ファンドにはベンチマークはありません。
＊ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。
＊2015 年は 10 月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第２【管理及び運営】
１【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。お申し込みいただく投資者は、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の６の規定）制度の適用はありません。
購入単位	購入単位および確定拠出年金制度を利用する場合の購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ＊分配金を再投資する場合は、１口単位とします。 ＊平成27年12月11日現在、販売会社との自動けいぞく投資契約の締結に基づくお取り扱いのみとなっています。
購入申込締切時間	・原則として、毎営業日の午後３時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の基準価額とします。 ただし、分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の基準価額に、販売会社が定める3.24%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 ただし、確定拠出年金制度を利用する場合の購入時手数料は、無手数料とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。
購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後３時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。
換金価額	換金の申込受付日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金の申込受付日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して５営業日目から、販売会社でお支払いいたします。
換金の申し込み受け付けの中止等	・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。
換金にかかる受益権の取り扱い	・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
償還金の支払い	原則として、信託終了日から起算して５営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者※に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 ※償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定	基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 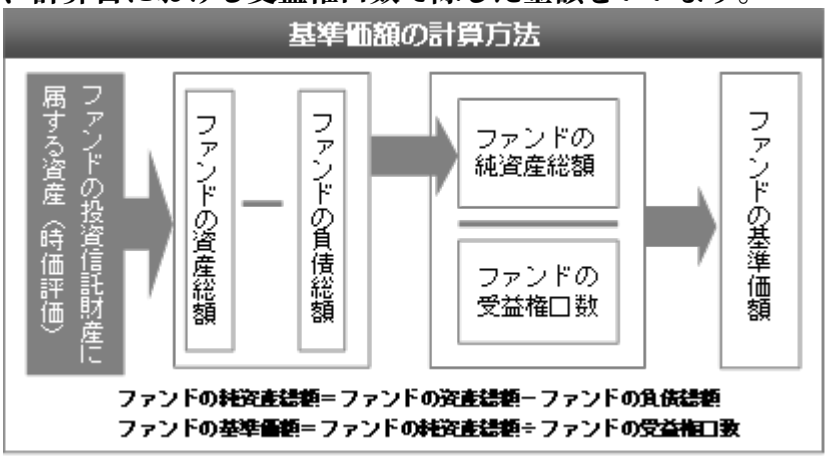
基準価額の算出頻度と公表	基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「日本成長」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。 なお、基準価額は便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。 ◇基準価額の照会先◇ インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ http://www.invesco.co.jp/
主な投資資産の評価方法	<table><tr><th>投資資産</th><th>評価方法</th></tr><tr><td>親投資信託受益証券</td><td>親投資信託受益証券の基準価額で評価します。</td></tr><tr><td>株式</td><td>原則として、金融商品取引所における最終相場で評価します。</td></tr></table>

(2)【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 ＊ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間	無期限（設定日：平成14年６月24日）とします。 なお、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託期間の途中で償還することがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎年３月16日から９月15日および９月16日から翌年３月15日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

繰上償還	・委託会社は、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ・信託契約の解約は、以下の手続きで行います。 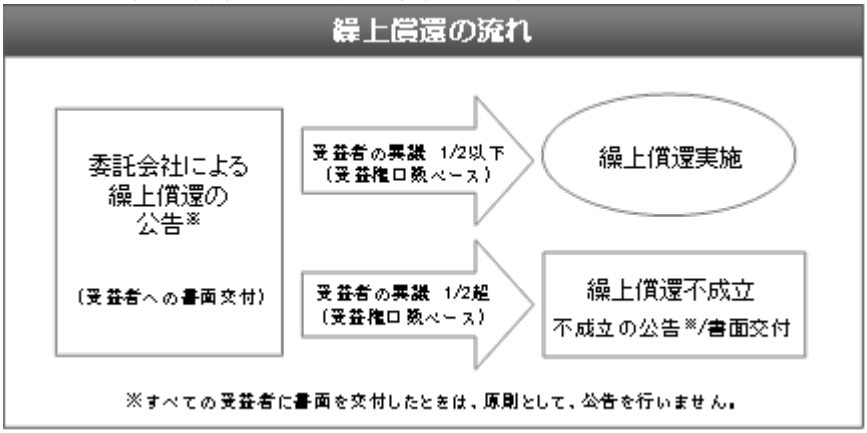 ＊公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１カ月を下回らないものとします。 ＊上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が１カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 ＊委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

信託約款の変更	・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができます。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 ・その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。 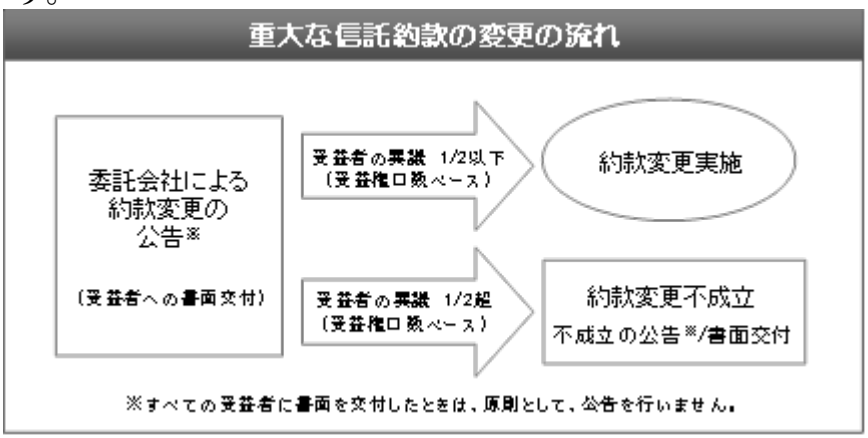 ＊公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１カ月を下回らないものとします。 ＊委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。
反対者の買取請求	委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合において、受益者は、所定の期間内（１カ月を下回らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。 この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了の３カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。
運用報告書	・委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める運用報告書）を作成し、販売会社を通じて、知れている受益者に対して交付します。 ・委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。 ・上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から５年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は６カ月であるため、財務諸表は６カ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第27期計算期間(平成27年３月17日から平成27年９月15日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
インベスコ 日本株式グロース・ファンド
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第26期 (平成27年３月16日現在)	第27期 (平成27年９月15日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	111,339,331	114,577,450
流動資産合計	111,339,331	114,577,450
資産合計	111,339,331	114,577,450
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	50,148	57,103
未払委託者報酬	807,884	919,928
その他未払費用	55,662	63,320
流動負債合計	913,694	1,040,351
負債合計	913,694	1,040,351
純資産の部		
元本等		
元本	72,652,735	72,964,397
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	37,772,902	40,572,702
（分配準備積立金）	34,143,408	34,737,444
元本等合計	110,425,637	113,537,099
純資産合計	110,425,637	113,537,099
負債純資産合計	111,339,331	114,577,450

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第26期 自 平成26年９月17日 至 平成27年３月16日	第27期 自 平成27年３月17日 至 平成27年９月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	14,336,139	3,511,178
営業収益合計	14,336,139	3,511,178
営業費用		
受託者報酬	50,148	57,103
委託者報酬	807,884	919,928
その他費用	55,662	63,320
営業費用合計	913,694	1,040,351
営業利益又は営業損失（△）	13,422,445	2,470,827
経常利益又は経常損失（△）	13,422,445	2,470,827
当期純利益又は当期純損失（△）	13,422,445	2,470,827
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	597,639	220,786
期首剰余金又は期首欠損金（△）	26,168,787	37,772,902
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,703,594	2,426,807
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,703,594	2,426,807
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,924,285	1,877,048
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,924,285	1,877,048
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	37,772,902	40,572,702

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成27年３月15日が休日のため、信託約款第45条により、当計算期間開始日を平成27年３月17日としております。このため、当計算期間は183日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

第26期 (平成27年３月16日現在)		第27期 (平成27年９月15日現在)	
1.期首元本額	77,391,045円	1.期首元本額	72,652,735円
期中追加設定元本額	9,977,591円	期中追加設定元本額	3,937,071円
期中解約元本額	14,715,901円	期中解約元本額	3,625,409円
2.計算期間末日における受益権の総数	72,652,735口	2.計算期間末日における受益権の総数	72,964,397口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第26期 自 平成26年９月17日 至 平成27年３月16日	第27期 自 平成27年３月17日 至 平成27年９月15日
分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(12,824,806円)、信託約款に規定される収益調整金(52,304,555円)及び分配準備積立金(21,318,602円)より分配対象収益は86,447,963円(１万口当たり11,898.76円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(2,250,041円)、信託約款に規定される収益調整金(54,346,712円)及び分配準備積立金(32,487,403円)より分配対象収益は89,084,156円(１万口当たり12,209.24円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。

2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券は、インベスコ ジャパン・グロース マザーファンドです。 親投資信託受益証券は、株価の変動リスク、流動性リスク等にさらされております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

項　目	第26期 (平成27年３月16日現在)	第27期 (平成27年９月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種　　類	第26期 (平成27年３月16日現在) 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	第27期 (平成27年９月15日現在) 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	13,608,522	3,248,845
合　　計	13,608,522	3,248,845

(デリバティブ取引等に関する注記)

第26期 (平成27年３月16日現在)	第27期 (平成27年９月15日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第26期 自　平成26年９月17日 至　平成27年３月16日	第27期 自　平成27年３月17日 至　平成27年９月15日
該当事項はありません。	同左

(１口当たり情報に関する注記)

第26期 (平成27年３月16日現在)	第27期 (平成27年９月15日現在)
１口当たり純資産額　1.5199円 (１万口当たり純資産額　15,199円)	１口当たり純資産額　1.5561円 (１万口当たり純資産額　15,561円)

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券(親投資信託受益証券)

(平成27年９月15日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	インベスコ ジャパン・グロース マザーファンド	58,875,418	114,577,450	
	合計	58,875,418	114,577,450	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは「インベスコ ジャパン・グロース マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ ジャパン・グロース マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区　分	注記番号	(平成27年３月16日現在)	(平成27年９月15日現在)
		金　　額	金　　額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		98,122,856	129,948,750
株式		1,302,718,550	1,212,632,630
未収入金		40,192,094	114,548,560
未収配当金		1,092,900	19,000
未収利息		26	35
流動資産合計		1,442,126,426	1,457,148,975
資産合計		1,442,126,426	1,457,148,975
負債の部			
流動負債			
未払金		65,703,317	177,173,788
未払解約金		2,160,870	468,960
流動負債合計		67,864,187	177,642,748
負債合計		67,864,187	177,642,748
純資産の部			
元本等			
元本		729,350,613	657,461,078
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		644,911,626	622,045,149
元本等合計		1,374,262,239	1,279,506,227
純資産合計		1,374,262,239	1,279,506,227
負債純資産合計		1,442,126,426	1,457,148,975

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第２条第16項に規定するものをいい、以下「取引所」といいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

(平成27年３月16日現在)	
1.本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	812,890,342円
同期中における追加設定元本額	8,117,988円
同期中における解約元本額	91,657,717円
同計算期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金　　額)
インベスコ 日本株式グロース・ファンド	59,091,037円
インベスコ ジャパン・グロース・ファンド	670,259,576円
合計	729,350,613円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	729,350,613口

(平成27年９月15日現在)	
1.本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	729,350,613円
同期中における追加設定元本額	3,158,885円
同期中における解約元本額	75,048,420円
同計算期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金　　額)
インベスコ 日本株式グロース・ファンド	58,875,418円
インベスコ ジャパン・グロース・ファンド	598,585,660円
合計	657,461,078円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	657,461,078口

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融資産は、主としてわが国の金融商品取引所上場株式であります。 わが国の金融商品取引所上場株式は、株価の変動リスク、流動性リスク等にさらされております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項　目	(平成27年３月16日現在)	(平成27年９月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は本書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足事項	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種　　類	(平成27年３月16日現在) 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	(平成27年９月15日現在) 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株　　式	152,902,525	△28,589,734
合　　計	152,902,525	△28,589,734

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

(平成27年３月16日現在)	(平成27年９月15日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成26年９月17日 至 平成27年３月16日	自 平成27年３月17日 至 平成27年９月15日
該当事項はありません。	同左

(１口当たり情報に関する注記)

(平成27年３月16日現在)	(平成27年９月15日現在)
１口当たり純資産額　1.8842円 (１万口当たり純資産額　18,842円)	１口当たり純資産額　1.9461円 (１万口当たり純資産額　19,461円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

①株式

(平成27年９月15日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
日本円	清水建設	35,000	1,077.00	37,695,000	
	西松建設	83,000	500.00	41,500,000	
	三菱ガス化学	4,000	561.00	2,244,000	
	日本化薬	29,000	1,308.00	37,932,000	
	ＤＩＣ	10,000	272.00	2,720,000	
	タカラバイオ	2,200	1,163.00	2,558,600	
	協和発酵キリン	19,000	1,877.00	35,663,000	
	大日本住友製薬	1,900	1,340.00	2,546,000	
	第一三共	1,100	2,217.00	2,438,700	
	大塚ホールディングス	9,200	4,083.00	37,563,600	
	日立金属	1,000	1,447.00	1,447,000	
	三菱マテリアル	6,000	395.00	2,370,000	
	古河機械金属	146,000	258.00	37,668,000	
	東邦チタニウム	27,900	1,512.00	42,184,800	
	ＬＩＸＩＬグループ	14,700	2,634.00	38,719,800	
	福島工業	15,300	2,446.00	37,423,800	
	ミネベア	26,000	1,321.00	34,346,000	
	日本電気	7,000	383.00	2,681,000	
	アンリツ	47,600	779.00	37,080,400	
	ソニー	800	3,060.00	2,448,000	
	パイオニア	9,700	260.00	2,522,000	
	ヒロセ電機	200	14,160.00	2,832,000	
	リコー	30,800	1,252.00	38,561,600	
	東京エレクトロン	400	6,233.00	2,493,200	
	マツダ	1,100	1,859.50	2,045,450	
	バンダイナムコホールディングス	14,600	2,948.00	43,040,800	
	関西電力	25,600	1,442.50	36,928,000	
	東京急行電鉄	46,000	885.00	40,710,000	
	ＡＮＡホールディングス	107,000	338.70	36,240,900	
	コロプラ	1,200	2,026.00	2,431,200	
	デジタルガレージ	23,900	1,617.00	38,646,300	
	日本ユニシス	31,500	1,248.00	39,312,000	
	光通信	4,800	8,160.00	39,168,000	
	コナミ	16,000	2,611.00	41,776,000	
	ソフトバンクグループ	400	6,018.00	2,407,200	
	くらコーポレーション	700	3,790.00	2,653,000	
	ユナイテッドアローズ	600	4,590.00	2,754,000	

	三井住友フィナンシャルグループ	8,100	4,720.00	38,232,000	
	みずほフィナンシャルグループ	158,400	235.20	37,255,680	
	ＳＢＩホールディングス	1,600	1,349.00	2,158,400	
	ジャフコ	7,000	5,010.00	35,070,000	
	クレディセゾン	1,000	2,228.00	2,228,000	
	興銀リース	1,000	2,454.00	2,454,000	
	Ｊトラスト	35,200	1,121.00	39,459,200	
	アイフル	97,100	413.00	40,102,300	
	アコム	72,400	531.00	38,444,400	
	ヒューリック	2,300	1,039.00	2,389,700	
	飯田グループホールディングス	21,200	1,878.00	39,813,600	
	住友不動産販売	11,900	3,060.00	36,414,000	
	ツクイ	37,000	1,054.00	38,998,000	
	ファンコミュニケーションズ	44,000	892.00	39,248,000	
	もしもしホットライン	2,200	1,245.00	2,739,000	
	サイバーエージェント	400	4,780.00	1,912,000	
	楽天	1,300	1,510.00	1,963,000	
	合計	1,303,300		1,212,632,630	

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成27年10月30日現在)

Ⅰ　資産総額	119,338,822 円
Ⅱ　負債総額	249,346 円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	119,089,476 円
Ⅳ　発行済数量	72,313,450 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.6469 円

(参考)インベスコ ジャパン・グロース マザーファンド

Ⅰ　資産総額	1,334,509,348 円
Ⅱ　負債総額	2,398,628 円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	1,332,110,720 円
Ⅳ　発行済数量	645,802,626 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	2.0627 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者名簿の閉鎖の時期	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	受益者は、保有する受益権を譲渡する場合、譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に、振り替えの申請をするものとします。 ＊委託会社は、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることがあります。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成27年10月30日 現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近５カ年における主な資本金の額の増減	平成23年７月６日付で、資本金の額は3,000百万円から4,000百万円に増加。

(2)委託会社等の機構

①組織図

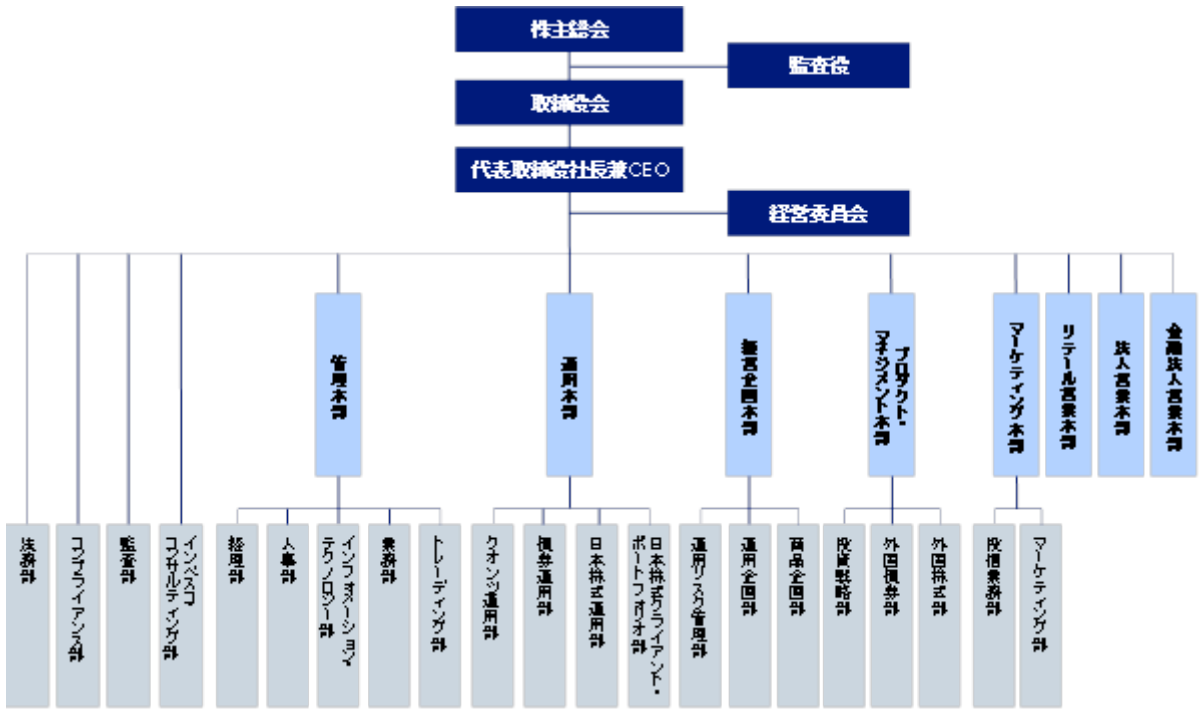

◆上記組織図における組織名称などは、平成27年10月30日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

②会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として月次で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

③投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	各運用部のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、月次で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(平成27年10月30日現在)

基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
株式投資信託	78	983,320
公社債投資信託	1	1,382
合　計	79	984,702

＊ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。

３【委託会社等の経理状況】

1.　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（自　平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年７月１日に名称を変更し、ＰｗＣあらた監査法人となりました。

1．財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科目		前事業年度（平成26年３月31日） 内訳	前事業年度（平成26年３月31日） 金額	当事業年度（平成27年３月31日） 内訳	当事業年度（平成27年３月31日） 金額
（資産の部）					
流動資産					
預金			2,159,580		2,122,128
前払費用			60,937		60,733
未収入金			286,142		353,158
未収委託者報酬			431,090		465,641
未収運用受託報酬			702,839		531,916
未収投資助言報酬			1,661		2,169
未収収益			－		1,000
短期貸付金	※１		－		1,500,000
繰延税金資産			127,246		407,651
その他の流動資産			6,434		909
流動資産計			3,775,933		5,445,307
固定資産					
有形固定資産	※２				
建物附属設備		166,402		137,890	
器具備品		69,588	235,990	58,142	196,032
無形固定資産					
ソフトウェア		21,522		12,414	
ソフトウェア仮勘定		－		2,846	
電話加入権		3,972		3,972	
のれん		405,901		380,923	
顧客関連資産		2,175,819	2,607,216	2,041,923	2,442,079
投資その他の資産					
投資有価証券		6,225		15,121	
差入保証金		356,705		360,412	
繰延税金資産		35,609		－	
その他の投資		1,948	400,488	1,653	377,187
固定資産計			3,243,695		3,015,299
資産合計			7,019,629		8,460,607

（単位：千円）

科目	前事業年度（平成26年３月31日） 内訳	前事業年度（平成26年３月31日） 金額	当事業年度（平成27年３月31日） 内訳	当事業年度（平成27年３月31日） 金額
（負債の部）				
流動負債				
預り金		56,291		55,198
未払金				
未払収益分配金	20		20	
未払償還金	33,774		33,774	
未払手数料	145,745		144,687	
その他の未払金	234,880	414,420	362,945	541,427
未払費用		181,259		149,162
未払法人税等		63,189		99,109
未払消費税等		39,263		122,371
賞与引当金		170,391		217,562
その他の流動負債		56,415		11,964
流動負債計		981,231		1,196,796
固定負債				
長期預り金		121,670		121,460
退職給付引当金		557,980		463,882
役員退職慰労引当金		58,149		50,401
資産除去債務		64,515		64,741
固定負債計		802,316		700,485
負債合計		1,783,547		1,897,282
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953		1,406,953	
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	△171,343		1,154,443	
利益剰余金合計		△171,343		1,154,443
株主資本合計		5,235,610		6,561,396
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		471		1,928
評価・換算差額等合計		471		1,928
純資産合計		5,236,081		6,563,324
負債・純資産合計		7,019,629		8,460,607

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自　平成 25年４月１日 至　平成 26年３月31日) 内訳	前事業年度 (自　平成 25年４月１日 至　平成 26年３月31日) 金額	当事業年度 (自　平成 26年４月１日 至　平成 27年３月31日) 内訳	当事業年度 (自　平成 26年４月１日 至　平成 27年３月31日) 金額
営業収益				
委託者報酬		2,372,835		3,661,088
運用受託報酬		2,513,948		2,530,401
投資助言報酬		18,333		25,764
その他営業収益		2,137,076		2,818,388
営業収益計		7,042,193		9,035,643
営業費用				
支払手数料		894,463		1,524,139
広告宣伝費		10,823		68,478
公告費		1,155		3,457
調査費				
調査費	271,167		241,920	
委託調査費	644,490		877,759	
図書費	3,811	919,469	3,264	1,122,944
委託計算費		210,664		238,086
営業雑経費				
通信費	21,179		20,461	
印刷費	46,684		59,279	
協会費	7,754	75,618	9,498	89,239
営業費用計		2,112,193		3,046,347
一般管理費				
給料				
役員報酬	167,606		108,016	
給料・手当	1,369,852		1,423,926	
賞与	865,839	2,403,298	1,055,695	2,587,639
交際費		22,683		31,716
寄付金		1,100		1,176
旅費交通費		76,538		92,803
租税公課		37,680		43,510
不動産賃借料		263,544		274,477
退職給付費用		189,626		169,918
役員退職慰労引当金繰入額		20,806		13,295
賞与引当金繰入額		170,391		217,562
減価償却費		221,083		213,171
福利厚生費		203,841		215,713
諸経費		789,340		931,039
一般管理費計		4,399,934		4,792,024
営業利益		530,065		1,197,271

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自　平成 25年４月１日 至　平成 26年３月31日) 内訳	前事業年度 (自　平成 25年４月１日 至　平成 26年３月31日) 金額	当事業年度 (自　平成 26年４月１日 至　平成 27年３月31日) 内訳	当事業年度 (自　平成 26年４月１日 至　平成 27年３月31日) 金額
営業外収益				
受取利息		158		1,391
保険配当金		3,269		3,559
雑益		―		268
時効成立分配金償還金		7,005		―
貸倒引当金戻入		480		―
営業外収益計		10,914		5,219
営業外費用				
為替換算差損		15,859		7,866
固定資産除却損		1,003		135
雑損		111		―
営業外費用計		16,974		8,001
経常利益		524,004		1,194,489
税引前当期純利益		524,004		1,194,489
法人税、住民税及び事業税		55,275		114,422
法人税等調整額		34,344		△245,718
法人税等計		89,619		△131,296
当期純利益		434,384		1,325,786

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	4,000,000	1,406,953	－	1,406,953	－	△605,728	△605,728	4,801,225
当期変動額								
当期純利益						434,384	434,384	434,384
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	434,384	434,384	434,384
当期末残高	4,000,000	1,406,953	－	1,406,953	－	△171,343	△171,343	5,235,610

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	79	79	4,801,304
当期変動額			
当期純利益			434,384
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	392	392	392
当期変動額合計	392	392	434,777
当期末残高	471	471	5,236,081

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	4,000,000	1,406,953	－	1,406,953	－	△171,343	△171,343	5,235,610
当期変動額								
当期純利益						1,325,786	1,325,786	1,325,786
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1,325,786	1,325,786	1,325,786
当期末残高	4,000,000	1,406,953	－	1,406,953	－	1,154,443	1,154,443	6,561,396

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	471	471	5,236,081
当期変動額			
当期純利益			1,325,786
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	1,456	1,456	1,456
当期変動額合計	1,456	1,456	1,327,243
当期末残高	1,928	1,928	6,563,324

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	**5～18年**
器具備品	**4～20年**

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はありません。

（２）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

（追加情報）

また、当社は平成26年4月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本移行に伴う損益に与える影響額はございません。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差損として処理しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

「注記事項」

（貸借対照表関係）

※１関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年３月31日)
短期貸付金	-	1,500,000千円

※２有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年３月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	149,669千円	194,358千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成25年４月１日　至 平成26年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	40,000	―	―	40,000

当事業年度（自　平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	―	―	40,000

（リース取引関係）

１．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成26年３月31日)	当事業年度 (平成27年３月31日)
1年内	207,226千円	207,226千円
1年超	293,571千円	86,344千円
合計	500,798千円	293,571千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1） 金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引業（平成27年3月に当該登録を廃止しております）、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社より資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。また、資金の運用に関しては、グループの方針に基づいて貸付を行っております。

（2） 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成26年３月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	2,159,580	2,159,580	―
(2)未収入金	286,142	286,142	―
(3)未収委託者報酬	431,090	431,090	―
(4)未収運用受託報酬	702,839	702,839	―
(5)未収投資助言報酬	1,661	1,661	―
(6)投資有価証券			
その他有価証券	6,225	6,225	―
(7)差入保証金	356,705	355,357	△1,347
資産計	3,944,246	3,942,898	△1,347
(1)預り金	(56,291)	(56,291)	―
(2)未払収益分配金	(20)	(20)	―
(3)未払償還金	(33,774)	(33,774)	―
(4)未払手数料	(145,745)	(145,745)	―
(5)その他の未払金	(234,880)	(234,880)	―
(6)長期預り金	(121,670)	(121,198)	△471
負債計	(592,380)	(591,908)	△471

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

当事業年度（平成27年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	2,122,128	2,122,128	－
(2)未収入金	353,158	353,158	－
(3)未収委託者報酬	465,641	465,641	－
(4)未収運用受託報酬	531,916	531,916	－
(5)未収投資助言報酬	2,169	2,169	－
(6)未収収益	1,000	1,000	－
(7)短期貸付金	1,500,000	1,500,000	－
(8)投資有価証券			
その他有価証券	15,121	15,121	－
(9)差入保証金	360,412	359,376	△1,036
資産計	5,351,548	5,350,511	△1,036
(1)預り金	(55,198)	(55,198)	－
(2)未払収益分配金	(20)	(20)	－
(3)未払償還金	(33,774)	(33,774)	－
(4)未払手数料	(144,687)	(144,687)	－
(5)その他の未払金	(362,945)	(362,945)	－
(6)長期預り金	(121,460)	(121,097)	△362
負債計	(718,086)	(717,724)	△362

(*)　負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬
(5)未収投資助言報酬 (6)未収収益 (7)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(8)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

(9)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)預り金 (2)未払収益分配金 (3)未払償還金 (4)未払手数料 (5)その他の未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6)長期預り金

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年３月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	2,159,580	―	―
(2)未収入金	286,142	―	―
(3)未収委託者報酬	431,090	―	―
(4)未収運用受託報酬	702,839	―	―
(5)未収投資助言報酬	1,661	―	―
(6)差入保証金	―	356,705	―
合計	3,581,315	356,705	―

当事業年度（平成27年３月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	2,122,128	―	―
(2)未収入金	353,158	―	―
(3)未収委託者報酬	465,641	―	―
(4)未収運用受託報酬	531,916	―	―
(5)未収投資助言報酬	2,169	―	―
(6)未収収益	1,000	―	―
(7)短期貸付金	1,500,000	―	―
(8)差入保証金	―	360,412	―
合計	4,976,014	360,412	―

（有価証券関係）

その他有価証券

前事業年度（平成26年３月31日）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	5,605	6,225	620
小計	5,605	6,225	620
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
合計	5,605	6,225	620

当事業年度（平成27年３月31日）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	12,271	15,121	2,850
小計	12,271	15,121	2,850
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
合計	12,271	15,121	2,850

（退職給付関係）

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年３月31日)
退職給付引当金の期首残高	553,089
退職給付費用	189,626
退職給付の支払額	△184,734
退職給付引当金の期末残高	557,980

（２）退職給付に関連する損益

	前事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	189,626

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。また、当社は平成26年4月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	当事業年度 (平成27年３月31日)
退職給付引当金の期首残高	557,980
退職給付費用	137,761
退職給付の支払額	△85,791
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	△62,824
その他の未払金への振替額	△83,243
退職給付引当金の期末残高	463,882

（２）退職給付に関連する損益

(単位：千円)

	当事業年度 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	137,761

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）において、32,156千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年３月31日)	当事業年度 (平成27年３月31日)
繰延税金資産		
(1)流動資産		
賞与引当金	60,727	72,013
未払費用	40,352	29,178
未払退職金	7,235	35,963
株式報酬費用	10,086	7,881
その他	18,709	9,628
繰越欠損金	132,850	264,973
計	269,961	419,638
(2)固定資産		
退職給付引当金	198,864	150,019
役員退職給付引当金	20,724	16,299
資産調整勘定	35,609	-
資産除去債務	22,993	20,937
繰越欠損金	674,107	85,409
繰延税金負債（固定）との相殺	△6,897	△7,570
計	945,401	265,095
繰延税金資産小計	1,215,363	684,733
評価性引当額	△1,052,507	△277,082
繰延税金資産合計	162,855	407,651
繰延税金負債		
(1)固定負債		
資産除去債務	△6,897	△6,648
その他有価証券評価差額金	-	△921
繰延税金資産（固定）との相殺	6,897	7,570
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産純額	162,855	407,651

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（平成26年３月31日）

法定実効税率	38.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	14.9%
住民税均等割等	0.7%
評価性引当額の増減額	△54.1%
税率変更による影響額	2.0%
その他	15.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.0%

当事業年度（平成27年３月31日）

法定実効税率	35.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.6%
住民税均等割等	0.3%
評価性引当額の増減額	△62.3%
税率変更による影響額	2.6%
その他	4.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△10.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.0%から35.6%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が10,829千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が10,829千円増加しております。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%に変更されております。その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が31,282千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が31,282千円増加しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は0.349%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)	当事業年度 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)
期首残高	64,291千円	64,515千円
時の経過による調整額	224千円	225千円
期末残高	64,515千円	64,741千円

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

①　製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

②　地域ごとの情報

（１）営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,869,541	2,113,551	650,340	35,924	4,669,358

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③　主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	1,823,788	投信投資顧問業

（２）委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬
投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

①　製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

②　地域ごとの情報

（１）営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,649,470	2,821,740	863,397	39,946	5,374,555

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③　主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	2,385,054	投信投資顧問業

（２）委託者報酬
委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬
運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬
投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
　単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
　単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
　単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
　単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
　単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,229 米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,852,990	未収入金	163,406
親会社の子会社	Invesco Global Real Estate Asia Pacific Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	750,000 米ドル	不動産投資業	なし	事務所の転貸	敷金の預り	-	長期預り金	121,670

（注1）　取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
（注2）　運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,229米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	2,438,063	未収入金	213,753
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	84,791,962米ドル	持株会社	間接所有100%	資金の貸付	資金の貸付	1,500,000	短期貸付金	1,500,000

（注1）　取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
（注2）　運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。
（注3）　資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd.（非上場）

Invesco Holding Company Ltd.（非上場、持株会社）

Invesco Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成 25年 4月 1日 至 平成 26年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 26年 4月 1日 至 平成 27年 3月 31日)
１株当たり純資産額 130,902円04銭	１株当たり純資産額 164,083円11銭
１株当たり当期純利益金額 10,859円62銭	１株当たり当期純利益金額 33,144円65銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成 25年 4月 1日 至 平成 26年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 26年 4月 1日 至 平成 27年 3月 31日)
当期純利益金額（千円）	434,384	1,325,786
普通株式に係る当期純利益（千円）	434,384	1,325,786
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
期中平均株式数(株)	40,000	40,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	ａ．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 ｂ．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 ｃ．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。 ｄ．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 ｅ．上記ｃ．およびｄ．に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等	定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成27年３月31日現在)	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成27年３月31日現在)	事業の内容
損保ジャパン日本興亜ＤＣ証券株式会社	3,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

受託会社	ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。
再信託受託会社の概要	<table><tr><td>名称</td><td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社</td></tr><tr><td>資本金</td><td>10,000百万円(平成27年３月31日現在)</td></tr><tr><td>事業の内容</td><td>銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。</td></tr><tr><td>再信託の目的</td><td>原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。</td></tr></table>
販売会社	ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。

3【資本関係】

受託会社	該当事項はありません。
販売会社	該当事項はありません。
投資顧問会社	該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第１項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

提出年月日	提出書類
平成27年６月12日	有価証券報告書
平成27年６月12日	有価証券届出書の訂正届出書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成27年５月29日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人
指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 鶴 田 光 夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の平成27年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成27年11月４日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　鶴　田　光　夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 日本株式グロース・ファンドの平成27年３月17日から平成27年９月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ 日本株式グロース・ファンドの平成27年９月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。